借入推薦依頼書　記入見本

小規模事業者経営改善資金
借入推薦依頼書

２枚目の「小規模事業者経営改善資金借入申込書」の「お客さまの情報の利用に関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

フリガナ　カ）オウメショウテン 商号（屋号）または　法人名 （ゴム印でもかまいません。その際には２枚目にも押印してください。） ㈱青梅商店	フリガナ　オウメタロウ 個人事業主または法人代表者のお名前 （自署でお願いします。ゴム印は使用しないでください。） 青梅太朗	お申込人の方の印 商工会議所 青梅	業種（主な取扱品目） 食品小売業
			許認可番号 ○○○第△△△号
			資本金（法人の方のみ） 300 万円
個人事業主または法人代表者の生年月日（明・大・昭・平 ○○ 年○○月○○日）（男・女）（ ○○才）			従業員数 3 人 他に 家族従業員　人 役員 1 人
〒○○○-○○○○ フリガナ　オウメシ　ホンチョウ 本店所在地　青梅市　本町　○○－○○－○ ビル・マンション名（　　号室）	TEL（○○○○）－（○○）－（○○○○）	主な郵送先 □	業歴 営業年数 20 年 （現在地 10 年）
〒□□□-□□□□ フリガナ 営業所所在地　同上 ビル・マンション名（　　号室）	TEL（　　）－（　　）－（　　）	□	
〒○○○-○○○○ フリガナ　オウメシ　カミチョウ 個人事業主または法人代表者の住所　青梅市　本町　○○－○○－○ ビル・マンション名（　　号室）	TEL（○○○○）－（○○）－（○○○○） 携帯（△△△）－（△△△△）－（△△△△）	□	公庫とのお取引の有無 ① 有 最新のお取引番号 （○○－○○○○） 2．無
			生活衛生改善貸付のお借入の有無 1．有（　　万円） ② 無 3．申込中

お申込金額	500 万円		
ご希望の返済期間（元金据置期間を含みます。）	7 年	元金据置	① 希望なし 2 希望あり
資金のお使いみち	運転資金 300 万円 （該当するものに○印をつけてください。） ① 商品（材料）仕入資金 2．買掛（手形）決済資金 ③ 諸経費支払資金 4．その他（　　）	設備資金 200 万円 （具体的にご記入ください。） 営業車車両購入資金	

申込人または法人代表者のご家族

続柄	お名前	年齢	ご職業・学年
妻	青梅花子	○○	会社員
子	青梅一郎	○○	会社員
子	青梅二郎	○○	学生

（注）原則として他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。

商工会議所・商工会の経営指導を　① 従前から受けている　2．受けていない

（ご意見・ご要望などをご自由にご記入ください。）

青梅　商工会議所会頭 / 商工会会長　殿

小規模事業者経営改善資金の借入申込をしたいので推薦を依頼します。

ご注意

★ この推薦依頼書は、申込人ご自身がご持参ください（ご都合の悪い場合は、経営内容のわかるご家族または従業員の方で結構です。）。
★ **この推薦および貸付の手続については、手数料はいりません。**
★ **ご自身で記入できない部分は、経営指導員にご相談ください。**
★ 法人または青色申告者は、確定決算書をご持参ください。また、法人の場合は、会社の履歴事項全部証明書を添付していただくことがあります（新規申込など）。
★ 所得（法人）税・事業税・都道府県民税および市町村民税の領収書または納税証明書等をご持参ください。
★ ２枚目の「小規模事業者経営改善資金借入申込書」欄には、申込人の押印が必要です。

商工会議所・商工会記入欄

商工会議所・商工会名		借入希望日	
支部・支所等名		返済開始希望	年　月　から
		受付月日	
		受付番号	

青梅市・奥多摩町の小規模事業者の皆様

青梅商工会議所

マル経融資のご案内

運転資金・設備資金などの事業資金にご利用ください。

- 低金利 1.21%（2019年４月１日現在）
- 無担保
- 保証人 不要
- 保証料 不要
- 青梅市の事業者は、市からの利子補給（40%）あり

問合せ

青梅商工会議所　中小企業相談所

〒198-8585
東京都青梅市上町373-1
TEL　0428-23-0113
FAX　0428-23-1122
URL　https://www.omecci.jp/

建物外観

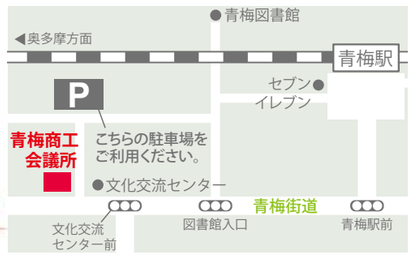

※青梅商工会議所は国から認められた公の組織です。

マル経融資とは

小規模事業者経営改善資金（マル経）は、青梅市・奥多摩町の小規模事業者の経営を応援するために、商工会議所の推薦に基づき無担保・無保証・低金利で融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

融資限度額	**2,000万円**
返済期間	運転資金 **7年**以内（据置期間１年以内） 設備資金 **10年**以内（据置期間２年以内）
担保・保証	**不要**
金利	固定金利です。利率は金融情勢によって変わることがあります。利子補給は、商工会議所を通じ青梅市より所定の要件等のもと助成されます。

マル経融資制度の流れ

1. 融資の相談
2. 商工会議所受付（申込）
3. 商工会議所審査会（調査）
4. 日本政策金融公庫（推進）
5. 融資の実行（決定）

※審査会は原則月１回となりますので、お早めにご相談ください。

マル経融資は、こんな時にお役立ていただけます。

運転資金として

- 買掛金の決済資金としたい。
- 受取手形のサイトが延びて繋ぎ資金としたい。
- 新たに従業員を採用したい。
- 賞与などの一時的な支払資金としたい。
- 諸経費の支払資金としたい。

設備資金として

- 工場・店舗の新設や増改築をしたい。
- 車両・機械が古くなったので買い替えたい。
- 店舗の保証金としたい。
- 新しい設備を導入したい。

※借入金返済のためにはご利用できません。
現在マル経融資をご利用中の方は、借替も可能です。ご希望される方はご相談ください。

【ご利用いただける方】

- 常時使用する従業員が20 人以下（商業またはサービス業の場合は 5 人以下）の法人・個人事業主の方。
- 青梅商工会議所の経営指導員による経営指導を原則として 6ヶ月以上受けている方。（初めての方はまずご相談ください。）
- 所得税・法人税・事業税・都民税及び市町民税を完納している方。
- 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方。
- 青梅市内・奥多摩町内で最近 1 年以上事業を行っている方。

※審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

【お申込み時の提出資料】

必要書類		法人	個人事業主
借入推薦依頼書		○	○
確定申告書・決算書（２期分）		○	○
試算表（決算６ヶ月以上経過している場合）		○	○
借入金返済一覧表		○	○
許認可証		○	○
登記簿謄本		○	×
納税証明書または領収証書		○ 法人税・事業税 都民税・市町民税	○ 所得税・事業税 都民税・市町民税
設備資金の場合	見積書	○	○
	カタログ・図面	○	○
初めての利用の場合	不動産登記簿謄本	○ 法人・代表者	○